

議案第93号

鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について

鹿屋市市民交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例

鹿屋市市民交流センター条例（平成18年鹿屋市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「休館日」を「使用時間等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

福祉プラザの使用時間は、第9条第1項の規定にかかわらず、月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日は午前9時から午後10時までとし、木曜日、土曜日及び日曜日は午前9時から午後5時までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

市民交流センターの構成施設（福祉プラザ）の効率的かつ効果的な管理運営のため、福祉プラザの使用時間の見直しを行いたいので、本案を提出するものである。